

平成二十七年七月二十一日受領  
答 弁 第 三 二 二 五 号

内閣衆質一八九第三二五号

平成二十七年七月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第三回質問に対する答弁書  
一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月五日内閣衆質一八九第二四八号）一及び二について  
でお答えしたとおりであるから、お尋ねの「政府答弁書を起案した者及び決裁を行った者」について、そ  
の官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。